５・６　（略）

７　環境政策推進官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境涉外室並びに脱炭素化推進官及びシップ・リサイクル対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

８　脱炭素化推進官は、命を受けて、船舶の航行に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境涉外室及び内航海運技術革新推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

９・10　（略）

（港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官）

第百十条の二　港湾経済課に、港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官それぞれ一人を置く。

２～３　（略）

４　港湾情報化企画室は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する事務をつかさどる。

５　港湾情報化企画室に、室長を置く。

６～10　（略）

（削る）

（クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官、新エネルギー活用推進官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官及び新エネルギー活用推進官それぞれ一人並びに国際調整官三人を置く。

２～５　（略）

６　産業連携企画調整官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興室及び新エネルギー活用推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　新エネルギー活用推進官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に係る新エネルギーの活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

８～10　（略）

（災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）

第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

２～５　（略）

（削る）

６～14　（略）

５・６　（略）

７　環境政策推進官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境涉外室及びシップ・リサイクル対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

８・９　（略）

（港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官）

第百十条の二　港湾経済課に、港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官それぞれ一人を置く。

２～３　（略）

（新設）

４～８　（略）

９　港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官一人及び国際調整官三人を置く。

２～５　（略）

６　産業連携企画調整官は、命を受けて、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（クルーズ振興室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

７～９　（略）

（災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官、広域連携推進官、災害査定官及び港湾保安管理官）

第百十五条　海岸・防災課に、災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、津波対策企画調整官、高潮対策企画調整官及び広域連携推進官それぞれ一人、災害査定官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内並びに港湾保安管理官三人以内を置く。

２～５　（略）

６　海岸・防災企画官は、命を受けて、海岸・防災課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

７～15　（略）